

## 第5章 警備実施

### 警戒警備の強化

#### 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これら我が国の重要施設、米国関係施設や駐日外国公館、鉄道等の公共交通機関等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化し、その警備に万全を期しています。



首相官邸における警戒

#### 水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾危機管理(担当)官**を置き、水際対策を強化しています。

警察は、テロリスト等の入国を阻止するための**事前旅客情報システム(A P I S)**、**外国人個人識別情報認証システム(B I C S)**に資する情報提供を行うなど、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。



不法侵入者への対処訓練

#### 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等や緊急処理事態が発生した場合に備え、警察は、被災情報の収集、住民避難等の**国民保護措置**を迅速・的確に実施できるよう、内閣官房や各都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員による不法行為等に対処できるよう、都道府県警察と自衛隊との間で、部隊の輸送や重要施設の警備に関する**共同訓練**を実施するなど、連携の強化に努めています。



自衛隊との共同訓練

## 原子力関連施設に対するテロ対策

### ■ 核テロの脅威

福島第一原子力発電所事故においては、冷却機能の喪失等により、原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が外部に放出されるなど、原子力関連施設のぜい弱性が露呈しました。こうした事態は、自然災害のみならず、テロリスト等による妨害破壊活動によっても発生し得ることが懸念されています。

### ■ 警察における取組

#### (1) テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

#### (2) 警戒警備の強化

警察では、サブマシンガンやライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を装備した**銃器対策部隊**が、**24時間体制**で**原子力関連施設を警戒**しており、情勢が緊迫したときには、銃器対策部隊を増強派遣するほか、高度な制圧能力を有する**特殊部隊（SAT）**を投入する体制をとっています。

また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、警戒警備に従事する地方警察官216人を増員するとともに、警戒要領の見直し、放射線防護車等の装備資機材の整備・拡充により、原子力関連施設の警戒警備を一層強化しています。

#### (3) 原子力事業者との連携

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者が定める核物質防護規定が実効あるものとなるよう努めています。

#### (4) 自衛隊との共同訓練

一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合に備え、**警察と自衛隊との間で共同訓練**を実施しており、平成25年11月17日には北海道警察が、同月22日には福井、石川及び富山県警察が、それぞれ原子力発電所敷地内における自衛隊との共同実動訓練を実施しました。



海上保安庁との原発テロ対処合同訓練



自衛隊との共同訓練